

## 職員に対する懲戒処分に係る要請書の調査結果

令和5年12月1日付で村民5名様から提出された「要請書」に関する調査については、議会運営委員会で取り扱う事とし調査委員会を8回にわたって開催しました。調査の結果は次のとおりです。

### 記

#### 1、調査の有無について

今回の事案は、事件の内容が解明できている事から100条委員会で取り扱う問題ではない。しかし、村民の多くが関心を持っている事案でもあり、調査委員会において調査し、要請者に対して1月末をめどに回答する事を決定しました。

#### 2、どの様に調査に取り組むか

- ① 事実を知る必要がある。
- ② 何を根拠にこうしたのかを調べる。
- ③ 今までの流れを時系列で調査し、確認を行う。
- ④ 回答をまとめる。

#### 3、村から議会への報告で知り得たことを時系列で示す。

この件については別紙のとおりです。

#### 4、それぞれの要請内容に関する回答

##### ① 懲戒処分の量定について

今回の件は、「窃取は免職であり、この事件について懲戒処分の加重はあるが、軽減はあり得ない」。

村長は何らかの意図をもって軽減措置を実施したと考えられる。法的な裏付けを具体的に示して下さい。

#### 調査結果・及び村長の発言

- ・調査委員会では村の職員懲戒審査委員会からの聞き取り調査を行いました。懲戒審査委員会は2回(R5/7/24)(R5/8/21)にわたって行われており、その結論は、今回の事案は弁護士の見解を参考に「公金官物の窃取に当たる」事を懲戒審査委員会で確認。
- ・窃取は免職である事から、「免職に対して加重はない」と判断し、加重についての議論はなされていない。
- ・軽減については、「自ら申し出た事」「弁償金を自主返納する意思がある事」「村の実損はない事」を理由に、停職3か月以上が妥当であろうとの結論を出し、村長に

答申した。

- ・なお公用車の使用目的・行先については、本人から聞き出す事は出来なかった。というものであった。

#### 処分の法的な裏付けについて村長より

- ・職員懲戒審査委員会の結果を受けてその答申を尊重した。法的な裏付けはない。
- ・職員懲戒審査委員会の「停職3か月以上」という答申を3か月にした理由はない。

#### 調査委員の意見

- ・懲罰というものは、「いつ・だれが・どこで・何の目的で・何をしたか」を詳細に調査し、恣意的でなく客観的にその罰を決定するもので、今回の委員会は調査不足であり、懲戒審査委員会委員の職務怠慢である。
- ・そのような委員会が導きだした結論が正しいかどうか疑わしい。

#### ② 処分の公表について

5月の案件は早々に記者会見を開いて公表したのに、なぜ今回は公表しなかったのか。今回の隠蔽は許し難い行為で、理事者の責任は重い。また、公正公平を基本とする行政執行に違反する行為であり、この事についての理事者の責任の所在を明確にすること。

#### 調査結果・及び村長の発言

- ・今回の件は懲罰処分の公表に関する指針を定めていないので公表するつもりはなかった。基準がないのでルール違反にはならず、隠蔽には当たらない。
- ・今回は仕事上の事ではなく、個人的犯罪で村長も被害者であり、刑事告訴はしたくない。
- ・議会に話したことが全てだ。当事者本人と家族の事を心配して報道は控え、公表しなかった。
- ・人事院の方針に従って議会での発言を注意してきたのに、個人情報について詳しい事が報道に出てしまった。記者自身は「取材によるものだ」と言ったが、ルール違反だと言わせてもらった。憤りを感じる。議会に報告させていただいた数日後には報道が取材に来た。「処分した」と言えば、本人に何か事実があったという事になるので、そこは「まだなかった」という事にさせて頂いた。
- ・事件が起きた時には公表しないものとしていたので、基準を調べる事はしていない。今回人事院の基準が分かったので、今後はそれに準じるべきと考えている。

#### 村長より理事者の責任の所在は

- ・5月の案件は飲酒運転という警察が入るという案件だったので、警察からの連絡を

受け、記者発表した。

- ・責任については、給料を2か月間10%減給した。

#### 議会の対応

- ・議会として「公表基準」を早期に作成するよう要請し、現在協議中であります。

#### ③ 行政に与えた影響について

報道に虚偽の説明をしたことは村民の知る権利を侵害するもので、村の名誉を傷つけた。また、公正公平を欠いた行動は職員からの信頼を完全に失った。この責任の所在を明確にされたい。

#### 調査結果・及び村長の発言

- ・当事者の心身の事を考え、当事者や家族のためにもマスコミには言いたくなかった。取材時には言うことが出来なかったのでお帰り頂いた。
- ・村長は「処分しませんでした」とマスコミに話した。
- ・「公正公平を欠いた行動は職員からの信頼を完全に失った。」という項目について職員にその事実を確かめるため、職員組合役員との懇談を申し込んだところ、『職員の思想調査につながりかねず、また雇用されている職員及び職員組合への不利益につながる可能性もあり、労使の関係の対応について内容を議会にお伝えする事は出来ません。』との回答を得ました。しかし複数の職員からは、
  - 不平不満はないが職員は何も聞かされず、突然出勤しなくなった事に異変を感じた。
  - 報道の後に村民の方からおしかりを受けた。
  - 若手職員が不公平を感じていたり、隠蔽していた事に対する不満の声があった。
  - 不祥事を起こした職員を守るのではなく、今いる職員を大切にしてほしい。
  - 公表しない事を前提にした対応だったため、内部に事実を知っている者と、知らない者がいて職員に温度差があった。との声も聴かれました。
- ・報道への虚偽発言について村長からは、「村民の方々にはお詫びしなくちゃいけない」との発言がありました。
- ・職員の信頼を完全に失った。との確認はできませんでした。

#### 議会の対応

- ・議会からは、①今回の処分については、公務員の不祥事とその対応と処分を適切に行った事を示すため、また行政の透明性と倫理適合性、職員の責務と立場、庁内の自浄能力の機能を示すため、村の広報誌を利用するなどして村民に事実を示されたい。②公用車の私的利用が今回の処分の対象となった問題行動であり、この問題の再発防止を徹底するために今回のケースと処分について職員に説明し、訓示されたい。合わせて村の広報にその事実を記載されたい。③職員の処分の在り方とその基準について村で要綱等を整備され、以後それに基づく対応が粛々とできるよう

にされたい。との要望を村当局に提出しました。

- ・この要望書を受けて、これから考えていく発言がありました。（現在作成協議中）

#### 職員からの信頼を失ったことについて村長の責任は、村長より

- ・事案発覚3日後に記者が来たが、ノーコメントと言えよよかったが「処分していない」と言った。この事は村民に申し訳ないと思っています。
- ・「車の管理がしっかりしていなかった」との村長発言に職員組合からは不満があり、抗議があったのでお詫びしました。

④ 今回の件は、村長の恣意的な行動に起因しており、詭弁の積み重ねが招いた結果である。遵法精神や、社会一般常識を軽んじた行動により村民からの信頼を失墜させ、行政が歪められた。

#### 調査結果・及び村長の発言

- ・この事について全容をつかむことは困難でした。

#### 村民からの信頼を失墜させ、行政がゆがめられた点について村長は

- ・本人と家族からも何とかしてほしいと頼まれていた。家族の事があったのでこのようにさせて頂いた。
- ・お詫びするしかない。

⑤ 情報公開について、行った事案と行わなかった事案の理由を明らかにする必要がある。公開の差を生じさせた村長の真意と責任について明らかにされたい。

#### 調査結果・及び村長の発言

- ・噂は仕方がないが、ご家族からも本人からも「マスコミには伏せてくれないか」という事を言われた。努力はするが状況によってはわからない、約束は出来ないといっておきました。これが良いのか今でも悩んでいるが、うわさが広まっているのでこういう事実があった事だけ伝えさせていただいた。

#### 公開の差を生じさせた村長の真意と責任について村長は

- ・規約がなかったので今回はこのようにさせて頂いた。
- ・新聞社への虚偽の発言も含めて、村長の責任は減給2か月がすべてです。
- ・しっかり仕事を行う事で責任を取るつもりです。